

令和4年度経済産業省調達改善計画の自己評価（概要）

（対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）

令和5年7月
経済産業省

1. 競争性の確保

（1）一者応札の改善

- 平成24年9月、「一般競争入札における一者応札問題の改善策（以下、「改善策」）」を策定・実施。
- 入札前の自己チェックや政策調整官等による事後チェック等の継続により、令和3年度に一者応札であった事業であって令和4年度にも実施した174事業のうち54事業が複数者応札となった（そのうち、令和3年度に高落札率であった77事業のうち、21事業が複数者応札となった）。引き続き、企画競争における一者応募もチェックプロセスの対象とし、競争性を確保した調達とするよう努めた。
- 上記のような改善も見られるが、令和4年度の一者応札割合は32.4%となり、令和4年度末までにこの割合を平成23年度の41.8%から10%減少させて31.8%にするとの目標値には到達しておらず、引き続き改善策を徹底する必要がある。

＜目標：一者応札割合令和4年度（平成34年度）までに平成23年度（41.8%）比10%削減 等＞

年度	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy	R4fy
一者応札比率	41.8%	40.4%	39.2%	36.4%	36.2%	31.0%	25.5%	28.6%	36.1%	27.4%	31.2%	32.4%

【今後の取組】

- 「改善策」も含めた以下の取組を引き続き実施する。
 - (1) 入札前、開札後の一者応札回避のためのチェックプロセスの徹底。
 - (2) 類似案件の調達を実施する際の参考となるよう、仕様書の内容や落札者情報の省内共有。
 - (3) 公認会計士、弁護士等の有識者から構成される「調達等の在り方に関する検討会」の提言を踏まえた調達情報の公開や事業者への情報提供を実施。

（2）適切な随意契約の締結

- 形式的な競争入札により一者応札になってしまう事例を防ぐため、入札可能性調査を積極的に導入し、令和4年度は69事業で実施した。
- 随意契約による調達価格の適正化に向け、平成27年度から、競争性のない随意契約及び入札可能性調査を経て締結された随意契約について「調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成」等を実施。

＜入札可能性調査による契約件数の推移＞

年度	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy	R4fy
件数	42	47	60	64	65	57	71	85	69

【今後の取組】

- 同一者による一者応札が長期間続いている事業について、事業の分割や入札可能性調査の実施を検討する。
- 隨意契約による調達価格の算定に際してその適正を確保するため、「価格の妥当性評価チェックリスト」を活用する。

2. 庁費類の調達

(1) 共同調達 <目標：品目拡大等>

- 事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省・財務省・農水省と事務用消耗品等の 10 品目において共同調達を実施し、スケールメリットによる効果を確認。
- 事務用消耗品の単価平均は令和 4 年度に 190 円と、共同調達前の平成 20 年度から約 33.6% 減少（定価変動を考慮した上で比較）。

【今後の取組】

- 引き続き、本省・外局において使用する備品等の共同調達を実施するとともに、ペーパーレス化を進めながら、事務の省力化やコスト削減を図る。

(2) インターネット調達 <実施部局の拡大>

- 平成 25 年 2 月から、簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とする「インターネット取引（クレジットカード活用）」による調達を本省において開始。平成 29 年度から取組を外局及び地方局に拡大。
- 令和 4 年度はインターネット調達を 284 件実施。本省で実施したインターネット調達では、定価と比べて平均で 10.8% 低い価格での調達を実現。品目によってはポイントにより購入することにより、さらに調達コストを低減することができた。

ネット調達の実績推移

年度	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy	R4fy
件数	5	13	33	40	100	133	310	328	188	284
計画	-	-	30	40	50	50	-	-	-	-

【今後の取組】

- クレジットカードのポイントを活用した購入を拡大するなど、引き続き、インターネット調達を通じたコスト低減を図る。

(3) オープンカウンター方式 <目標：競争性、公平性の確保>

- 物品調達等に係る見積合わせにおいて、競争性・公平性の確保を図る観点から、オープンカウンター方式を実施。
- 令和4年度はオープンカウンター方式による調達を経産省全体で768件実施。なお、本省においては平均の仕様書受領者数が1案件当たり16者（令和3年度：18者）、平均の見積書提出者数が1案件当たり5者（令和3年度：6者）と、予算決算及び会計令において見積書の最少徴取者数とされている2者を大きく上回った。

【今後の取組】

- 引き続き、競争性・公平性の確保を図る観点から、オープンカウンター方式での調達実施を進める。

3. 情報システム関係経費 <目標：競争性及びサービスの質確保 等>

- 一定規模^(※)以上の情報システムの調達において、省内外の専門家や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行い、民間ノウハウ・知見を反映。
(※) 政府調達に関するルールに基づき80万SDR。
- ソフトウェアの改修を事業者に依頼する際、事業者から改修に係る規模の見積もりを提出させ、これまでの調達から蓄積した情報等を参考にしつつ、改修規模に応じた金額となっているか確認。令和4年度は一定規模以上の情報システム調達26件について省内専門家の助言を活用。その他、省外の専門家の助言や蓄積された調達情報を参考とすること等により、競争性の高い要求仕様とするよう努めた。
- 特に高度な技術力が求められる案件について、技術力を適切に評価した調達が行えるよう、総合評価落札方式における「価格点：技術点」の比率を「1：3」とした調達を1件実施。

【今後の取組】

- 省内外の専門家や他省庁のシステム担当者等との情報交換を積極的に行い、情報システム関係経費に係る情報を蓄積・共有することにより、引き続き、適切かつ競争性のある調達を行うための取組を進める。

4. 旅費の効率化 <目標：支給期間30日以内等>

- 職員の負担軽減や事務の効率化を図るため、旅費システム入力業務及びチケット等手配業務を旅行代理店に委託し、民間アウトソーシングを実施。

- コスト削減や効率化の観点から、海外出張において、出張日程の早期確定、フライトの早期予約、フライト選択の工夫や出張人数の適正化等を実施。
- 部局別の旅費配分額を精査するとともに、出張旅費実績を取りまとめて各部局へ共有することで、旅費執行の「見える化」を実施。
- 出張～支払までの期間：平均 40.3 日（目標は 30 日以内だが、令和 4 年度の出張件数が約 2.3 倍に増加（令和 3 年度：5,373 件→令和 4 年度：12,164 件）したこと等により長期化）
- 令和 4 年度の代理店利用件数が約 2.2 倍増加（令和 3 年度：2,450 件→令和 4 年度：5,388 件）

【今後の取組】

- 今後も出張件数の増加が見込まれる中、支払までの日数の短縮を図るため、令和 4 年度の結果を踏まえ、支払が滞っている部局に対して支払未済リストを送付し督促を実施する等、手続きの加速化のための取組を強化する。
- 旅行代理店利用率については、部局ごとの利用率（パック利用率も含む）を周知することで、更なる利用を促進する。

5. その他の取組

- 調達事業の執行の透明性、公正性の向上等に向け、「調達等の在り方に関する検討会」においてとりまとめられた報告書（令和 3 年 1 月）を踏まえ、大規模事業を中心に執行が適切に行われているか、各局の状況を確認しフォローアップ結果をとりまとめて、経済産業省契約等評価監視委員会に報告を行った（令和 4 年 11 月）。引き続き、報告書の内容に沿った調達プロセスを実施するとともに、必要に応じて更なるルールの見直しを図る。
- 確定検査や予算・会計制度について、その適切な執行の中心的担い手となる会計業務担当職員、予算執行職員、新任管理職、各局筆頭補佐等に対する研修を実施した。
- 契約を実施する担当課室に対し、大臣官房会計課が過去の調達案件の仕様書等を参考情報として提供した。また、予算執行上の注意事項や有用な情報を適時提供するため、職員向けメールマガジンを配信。

重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画											令和4年度自己評価結果(対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
													定量的	定性的				
○		一者応札改善のための取組	○①入札前の自己チェック(前年度一者応札)、②契約前の自己チェック(一者応札、高落札率)、③事後の第三者チェック(一者応札、高落札率、同一者進続)を主な内容とした「一般競争入札における一者応札問題の改善策」についてJについて引き続き徹底する。	一者応札を改善する意義、これまでの取組を分析した結果、本取組を通じた改善が調達改善において重要であるため。	A+	H24	一者応札比率を改善し、契約の効率化に努める。	継続的に取り組む	A+	H24	・24年9月に「一般競争入札における一者応札問題の改善策」を新たに策定し、同年10月から実施を開始。【対象は全部局】 ・令和4年度も引き続き、以下のチェックプロセス等を実施。【全部局令和4年度入札等案件243件が対象】 ①入札前の自己チェック →令和3年度に一者応札で令和4年度に実施した174件を対象に、入札公告前に、セルフチェックリストによる改善策の実施状況等を課長が確認 ②開札後・契約前の妥当性等チェック →開札の結果、一者応札が高落札率となつた124件を対象に、入札手続等の妥当性等を各部局の政策調整官等(各部局の筆頭課長、以下同じ。)が確認 ・特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定の者だけとは言い切れないものについては、形式的な競争入札を行うことを不要とする仕組み(公募(入札可能性調査))への移行を促した。	A	・入札案件(不落・不調随意契約を除く)999件のうち、一者応札は324件。一者応札比率は32.4%。【平成23年度比9.4%改善】	—	R4年度	・前年度一者応札であった事業については、本取組により着実に改善が図られている。 ・平成23年度比で改善しており、一者応札比率が目標値比(31.8)+0.6%となっている。	引き続き、本取組を実施。	
○		公募(入札可能性調査)の実施及び調達価格の妥当性評価の推進	○公募(入札可能性調査)の要件について複数の条件により実施可能な事業者が選定される場合も対象に、公募(入札可能性調査)を引き続き実施する。 ○競争性のない随意契約(緊隨契約等を除く)及び公募(入札可能性調査)を経て特定の者と結ばれた随意契約について、i)調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成、ii)外部アドバイザーによる評価(一定金額以上のもの)、iii)価格検査結果及びベストプラクティス等の組織的な共有等を実施する取組について、引き続き実施。	一者応札改善のためには事実上競争が無いといふと考えられる入札案件については随意契約へ移行し、価格の妥当性評価を実施する取組を実施する必要があるため	A+	H25	競争性のない随意契約及び公募(入札可能性調査)を実施し、特定のものだけが当該事業を実施し得ることが確認された69件についてその者と随意契約を締結した。 ・また、職員研修等において、本制度の概要・手続等を再周知した。	継続的に取り組む	A+	H25	・26年2月に策定した公募(入札可能性調査)の実施手続をまとめた会計課通過に基づき、公募(入札可能性調査)を実施し、特定のものだけが当該事業を実施し得ることが確認された69件についてその者と随意契約を締結した。	B	・本来競争に適さないと考えられる事業について、形式的な競争入札が不要となり、個別に価格交渉が可能となることで、より良い調達の実現が可能となる。 ・チェックリストの確認項目や事業者との具体的な調整の手法など、実際の取組事例を検証し、改善点を検討する必要がある。	R4年度	・適切な調達価格の形成にあたっては、前述の価格交渉に係る取組を踏まえた検討が必要。 ・チェックリストの確認項目や事業者との具体的な調整の手法など、実際の取組事例を検証し、改善点を検討する必要がある。	引き続き、本取組を実施。		
○		調達に関する公平性・透明性確保のための取組	○一定規模以上の事業の調達については、「調達等の在り方に関する検討会」を通じて策定した新たな調達ルールに沿った公平性・透明性を確保した上で調達を行うこと。	一定規模以上の事業に対する公平性・透明性の確保が重要であるため。	A+	R2	一定規模以上の事業に対する公平性・透明性の確保を適切に実施する。	継続的に取り組む	A+	R2	・一定規模以上の事業に対する公平性・透明性の確保を適切に実施する。 事業費10億円以上 又は事務局経費1億円以上 対象事業につき、本省・エホ庁・中企庁の一覧ページにおいて、以下の対応を実施した。(令和4年度実績) ①19件の事業について、公告・公募前に事業概要の公表や資料提供依頼・意見募集等を実施した。 ②52件の事業について、該当項目に関する審査結果を広く对外公表した。 ③53件の事業について、事業開始時・終了時等に事業における履行体制を広く对外公表した。	B	・各事業について、対外的に広く情報共有することで、公平性・透明性を確保した事業執行を実施することが出来た。	R4年度	—	引き続き、本取組を実施。		
○		情報システム調達の改善	○情報システム調達については、事業内容に応じた適切な契約方法等を検討する。 ○予定価格が80万SDR以上となる情報システム調達は、デジタル統括アドバイザー等から仕様など調達に関して助言を得て行う。必要に応じて、外部専門家を含む技術審査委員会や民間の調達支援業者等を活用するなど、引き続き、情報システムに係る民間ノウハウ・知見を調達に反映させる。これらの中取組により、経費の削減や費用対効果の向上を図る。 ○ソフトウェアの改修を特定の事業者に依頼する事が想定される場合、ソフトウェアの開発及び改修に係る規範等の情報を毎回入手し、蓄積する。その上で、ソフトウェアの改修を依頼する事業者から改修の規範の見積りを提出させ、蓄積した情報等を参考にしつつ、該当作業に係る金額の妥当性を確認する。 ○高度な技術力が求められる情報システム調達は、総合評価落札方式における「価格点・技術点」の比率を「1・3」とするなど、事業者の技術力を重視した評価を実施する。	戸費の契約金額の多くの割合を占める情報システムについて、重点的に取り組むため。	A	H24	情報システム調達の一者応札の防止・契約金額・手続きの合理化・効率化。	継続的に取り組む	A	H24	・他省庁の担当者と仕様等に関する情報交換を行った。 ・情報システム調達について、事業内容に応じた適切な契約方法を検討した。 ・予定価格が80万SDR以上となる情報システムの調達において、省内内外の専門家の活用(27件中、26件) ・民間の調達支援業者の活用(27件中、3件) ・外部委員を含む技術審査委員会の活用(27件中、6件) ・ソフトウェアの改修を特定の事業者に依頼する際、事業者から改修に係る規範の見積りを提出させ、蓄積した情報等を参考にしつつ、改修規範に応じた金額となっているか確認した。 ・高度な技術力が求められる情報システムの調達については、事業者の技術力を重視した評価を行った。	A	・効率的・効果的なシステム開発を行うため、事業内容に応じた適切な契約方式の検討を行った。 ・省内内外の専門家の助言や、外部委員を含む技術審査委員会及び民間の調達支援業者を活用し、情報システムに係る民間ノウハウ・知見を調達に反映させることや、要求仕様が過剰でないか、競争性が高い仕様となっているか、技術・スペック等の見直しを行い、より適切な仕様等の調達を実現した。 ・改修規範に応じた金額による調達を実施した。	R4年度	—	引き続き、本取組を実施。		
○		出張旅費・業務の効率化	○当省(地方支分部局除く。)では、旅費関係業務において、旅費システム入力業務及びチケット等手配業務を旅行代理店等の民間へ委託している。これらを活用するとともに、出張旅費・業務の効率化に貢献する。この取組を実施する。 ○旅費の実務の標準化等業務のトータルソーリングによる事務の効率化の環境を引き続き保ち、速やかな旅費の請求・支払業務を省内に周知する(改修・支給期間30日以内) ii)代理店の利用及び携帯バッケージ商品の活用 ○チケット等手配業務については、当省向けに航空券や宿泊施設、出張バッケージ商品の更なる割引を行う旅行代理店と契約しており、業務及び旅費の効率化を図っている。部局ごとの旅行代理店利用率・バッケージ利用率を省内に周知する「見える化」を実施するなど、旅行代理店の利用を徹底する。	金額的な重要性(27億円程度)、旅費の実務の合理化・標準化、職員の旅費業務に対する意識改革等の取組を実施する。 i)代理店の利用及び携帯バッケージ商品の活用	B	H24	出張後、30日以内の旅費の支払を実施。	継続的に取り組む	B	H24	・支払期間の短縮を促すため、令和4年度における部局毎(本省及び外局)の平均支払期間を旅費担当者間に連絡し、注意喚起を実施。また、支払が滞っている部局に対しては支払促進リストを送付し個別に督促を実施した。さらに、審査の迅速化に繋がる補助資料を配布し「つづり」を活用して無理のない仕様等の調達を実現した。 ・改訂した「旅費に関する事務の取扱いに関する事務連絡(平成24年3月)」のポイントを掲載し、支払いまでの所要期間短縮を図り、旅行代理店の利用方法などを掲載する事で代理店利便を促している。また、部局別の代理店利用率を省内に周知する取り組みを実施した。	A	○令和4年度における出張から支払までの所要期間(本省及び外局)(参考)24年度平均:40.3日 24年度平均:48.8日 25年度平均:49.5日 26年度平均:53.4日 27年度平均:41.7日 28年度平均:35.8日 29年度平均:38.5日 30年度平均:31.1日 令和元年度平均:27.1日 2年度平均:22.5日 3年度平均:26.7日 ○令和4年度の旅行代理店の利用率は44.3% (参考)24年度:55.4% 25年度:53.6% 26年度:53.2% 27年度:52.3% 28年度:46.0% 29年度:52.1% 30年度:46.8% 令和元年度:59.5% 2年度:44.0% 3年度:43.9% ※バッケージ商品の設定が無い日帰り出張及び長期出張を除く。	R4年度	・支払期間の短縮を促すため、部局別に平均支払期間を算出し省内周知する「見える化」を図るとともに、特に遅延が目立つ部局には個別に督促するといった工夫を実施する。	・引き続き、民間へのアウトソーシングを活用しつつ、支払までの所要期間の短縮についても、各部局に注意喚起等を実施する。		
○		ベンチャー企業を始めとした新規事業者からの調達拡大	○調達コストや財・サービスの質の改善に与える影響に留意しつつ、ベンチャー企業を始めとする新規事業者の入札機会の拡大を図る。 ○J-Startup企業については全ての物品の製造、物品の販売(自らが製造した物品の販売に限る。)及び役務の提供等の入札への参加を可能とする。 ○一般競争入札においてベンチャー企業を含む資格等級D企業の入札への参加を可能とする。	「未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)」において、ベンチャー企業参加資格の入札案件にも参加できるように全省共通の規程の改正を行った。 ・平成30年より、一般競争入札(総合評価方式)で実施する事業については、競争参加資格を原則A～Dとしたことで、競争参加資格A～Dの企業による幅広い入札が行われた。	B	H31	ベンチャー企業をはじめとする新規事業者の入札機会を拡大する	継続的に取り組む	B	H31	・平成30年10月に、J-Startupに認定されている企業については、より上位の競争参加資格の入札案件にも参加できるように全省共通の規程の改正を行った。 ・平成30年より、一般競争入札(総合評価方式)で実施する事業については、競争参加資格を原則A～Dとしたことで、競争参加資格A～Dの企業による幅広い入札が行われた。	A	一般競争入札(総合評価方式)で実施する事業については、競争参加資格を原則A～Dとしたことで、競争参加資格A～Dの企業による幅広い入札が行われた。	R4年度	—	引き続き、本取組を実施。		
○	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	○一者応札の改善に向けて、一者応札となった事業については、セルフチェックリストによる公告・公募前のチェックや採択後のチェックなどを通じて、一社応札の防止に努めることで、事後の契約内容の妥当性について、契約等評価監視委員会にて外部有識者に審査いただく。	/	A	H29	本取組により一般競争入札の競争性の確保に努める。	継続的に取り組む	A	H29	・令和4年度243件(①入札前の自己チェック:119件+②開札後・契約前の妥当性等チェック:69件+③入札前及び開札後のチェック:55件)について、セルフチェックリストへの記載を実施。	A	入札前の自己チェックや政策調整官等による事後チェック等の経緯により、令和3年度に一者応札であった事業について令和4年度にも実施した174事業のうち54事業が複数者応札となつた(そのうち、令和3年度に高落札率であった77事業のうち、21事業が複数者応札となつた)。	R4年度	—	引き続き本取組を実施。		

	○ 調達事務のデジタル化の推進	○書面での契約書及び電子調達システム(GEPS)を利用しない入札書以外の調達事務に係る書類等は、押印を廃止し、電子メール等を活用した処理を行う。 ○入札説明会は、可能な限りオンラインで開催するとともに、開催を省略する場合は電子メールによる質疑応答の機会を設けるようにする。 ○受託事業者に対してGEPSの利用促進を行う。		A+	R4	本取組により省内担当者及び事業者への事務処理負担の軽減に努める。	継続的に取り組む	A+	R4	・令和2年度に契約手続きにおける書面・押印の見直しを行っており、令和4年度においても引き続き契約書を除き押印を不要とし、電子メール等を活用した処理を実施した。 ・入札説明会は、オンラインで開催し、また開催を省略した場合には電子メールによる質疑応答を行った。 ・受託事業者に対してGEPSを利用した電子契約の対応可否について確認を行うなどし、GEPSの利用促進を実施した。	A	・令和4年度の電子契約可能な案件における電子契約率は、24.4%。	・契約書以外の押印を不要とすることで押印に係る物理的なコストを削減した。 ・入札説明会をオンライン開催することで事業者の移動コストや担当者による説明会会場確保に係る負担などを削減した。 ・GEPSを利用した電子契約を行うことで、特に事業者側の各種コスト(契約書の郵送、収入印紙の貼付などを)を削減した。 以上の取組にて、省内担当者及び事業者への事務処理負担の軽減に努めた。	R4年度	—	引き続き本取組を実施。
○	電力調達、ガス調達の改善	○電力、ガス調達については、引き続き効率的な調達に努める。 ○経済産業省本省総合庁舎における電力調達において、価格の状況等に応じ、燃料価格変動分は、「燃料調整費」として、その変動に応じて事後的に精算する契約方法、あるいは、当初から、当該変動分も含めた契約方法による競争入札を行うことで、効率的な調達を行うとともに、各電力会社との競争を促進する。		A+	H28	本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の確保に努める。	継続的に取り組む	A+	H28	・電力調達 平成12年度契約から一般競争入札を実施。令和4年度においても引き続き一般競争入札を実施した。 ・ガス調達 平成20年度契約からにおいて一般競争入札を実施。令和4年度においても引き続き一般競争入札を実施した。	A	○電力調達 令和4年度入札においては、入札説明書配布10者、うち入札参加者は2者であり、複数者の競争参加により競争性は確保されている。 ○ガス調達 令和4年度入札においては、一般競争入札を行うことにより競争性は確保されていたが、入札参加者はおらず不調となつた。 上記の状況ではあるが、次年度の調達においても入札を実施する。 中部局の令和4年度入札においては、入札参加者は2者であり、複数者の競争参加により競争性は確保されている。	—	R4年度	特なし。	引き続き本取組を実施。なお、ガス調達に関しては、予定価格の算出方法等の見直し、複数の事業者への入札参加への呼びかけを検討する。
		○異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設について、状況に応じ、契約をまとめて電力調達を実施することで、電力調達におけるコスト削減を図る。 ○競争性の確保、低燃費電力価格の実現等に留意しつつ、調達する電力に占める再生可能エネルギー比率を引き上げる。		A+	R3	本取組により電力調達におけるコスト削減に努める。また、引き続き、電力調達において高い再生可能エネルギー比率を目指す。	継続的に取り組む	A+	R3	・「政府がその事務及び事業に際し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、「2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする」いう目標を踏まえ、電力調達における仕様書において、再生可能エネルギー比率60%以上とすることを要件とした。	A	・当省が自ら電力調達を行う旨署(本省、特許庁、経済産業研修所、中部経済産業局)分をまとめた一括調達において、再生可能エネルギー比率60%以上の電力調達を実施した。	—	R4年度	昨今の原油価格の高騰等により小売電気事業者が各電力事業者からの電力確保が非常に困難な状況となっており、2者が応札したものの中の予定価格を大きく超過したため不落となつた。	事業者への応札に係るヒアリング状況を踏まえながら、引き続き可能な限り本取組を実施。

その他の取組

様式2

調達改善計画		令和4年度自己評価結果(対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)			
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)		
			定量的	定性的	
随意契約(少額・不落・不調除くすべて)を行おうとする場合は、大臣官房会計課による事前の承認審査を行うとともに、競争性のない随意契約を行ってきた事業にいても、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行う。	継続		随意契約件数(少額、不落・不調案件除く)776件	本省・地方支分部局・資源エネルギー庁・中小企業庁、特許庁(以下これらすべてを「全部局」という。)が令和4年度に締結したすべての随意契約(少額・不落・不調案件除く。)について、大臣官房会計課が、競争性のある契約方式への移行が可能か、随意契約によることとする理由に妥当性があるかといった観点から、承認審査を実施。 すべての随意契約について、事前に会計課が厳格に審査することによって、適正な随意契約の締結、競争性のある契約形態への移行が促進されている。	
一般競争・随意契約・補助金事業について、当省の契約事務等にかかる外部有識者委員会である契約等評価監視委員会や会計内部監査において事後検査を行う。	継続		—	外部有識者による事後検証等を実施することによって、入札及び契約手続における客觀性の向上及び透明性の確保が図られるとともに、内部監査によって合規性の確保等が図られる。	
年間発注予定表を本省ホームページ等に掲載する。平成28年度から公表頻度の増加(年3回程度)を行っており、令和4年度も継続して実施する。	継続		令年度は、令和4年2月、5月、11月にその時点の情報にアップデートして掲載した。	令和4年度の年間発注予定表を本省HP掲載。これにより、事業者が前もって事業の準備が出来るため、競争に参加しやすくなる他、事業の質の向上も期待できる。	
過去の受託企業の評価等をデータベース化することにより、入札情報について組織内で共有する。	継続		—	省内インターネットに情報を掲載。これにより、入札参加者の拡大へ寄与する他、事業を実施するにふさわしい候補となる事業者を複数選定することに寄与する。	
より多くの事業者が競争に参加できるよう、できる限り公告時期の前倒しを図るとともに、第4四半期の事業開始を原則として禁止し、適切な事業期間の確保を徹底する取組を継続する。	継続		—	余裕をもった公告期間を取るよう研修等で周知するとともに、第4四半期の事業執行の原則禁止し、11月以降に執行する事業については大臣官房会計課で審査している。この結果、事業執行課に余裕をもった事業の執行を行う意識が生じている。	
インターネット取引について、積極的な取り組みを継続する。	継続		・令和4年度でインターネット取引(クレジットカード決済)を、本省は8件、外局は26件、地方支分部局は250件、合計284件実施。 ・本省実施の8件について、市場価格と比べて平均で10.8%安く調達できており、価格面における効果があった。	・インターネット取引の活用により、現行の調達に比べ、広く簡便な価格情報の収集や、より安価なものを見定できる可能性がある。	
本省(外局含む。)において、令和4度も引き続き共同調達を実施する。併せて、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。	継続		—	・本省における他府省間との共同調達については、事務用消耗品(※)、紙類(コピー用紙除く)、OA機器用消耗品、清掃用消耗品、蛍光灯、公用車向けガソリン、トレイシットバー、災害備蓄用品(※)、クリーニング、宅配便について、外務省、財務省(一部除く)、農林水産省と共同調達を引き続き実施。 (※)経済産業省が幹事省庁	
①事務用消耗品【当省、外務省、財務省、農水省】 ②災害用備蓄用品【当省、外務省、財務省、農水省】		契約単価(平均)▲33.55% 【共同調達実施前の20fyと定価変動を考慮した上で比較】	・事務の省力化等が図られた。		
③災害備蓄用飲料水 契約単価▲21%等 【共同調達実施前の22fyと定価変動を考慮した上で比較】		災害備蓄用飲料水 契約単価▲21%等 【共同調達実施前の22fyと定価変動を考慮した上で比較】	・事務の省力化等が図られた。		
・令和4年度も引き続き、すべての地方支分部局において、共同調達を実施。 【地方局における共同調達品目の総数(延べ)】 令和4年度上半期:46品目 【地方局における共同調達相手官署の総数(延べ)】 令和4年度上半期:151官署	継続	—	—		
本省、外局にて共通して使用する物品等について、令和4年度も引き続き共同調達を実施するとともに、実施品目・組織等の拡大を目指す。 (現行の実施品目:コピー用紙、ガソリン、宅配業務、会議用茶菓、情報提供サービス、タクシードラム等)	継続	令和4年度も引き続き、省内の複数組織で使用する物品等(コピー用紙、会議用ペットボトル等)について共同調達を実施。			
①コピー用紙【本省・外局】 ②会議用ペットボトル【本省・外局(特許庁除く)】 ③一部書籍【本省・外局】		A4: +153円/箱等 【共同調達実施前の19fyとの比較】 ミネラルウォーター:▲5円/本等 【共同調達実施前の20fyと比較】 政官要覧の削減額:▲528円/冊等 【定価との比較】	・事務の省力化等は図られているが、古紙高騰のため価格は上昇した。 ・事務の省力化等が図られた。		
少額の随意契約を行う案件について、当省の調達窓口及び電子調達システム(GEPS)において、仕様等を提示し、提出箱等に自由に見積書を受け付ける調達を継続し、競争性、公平性の確保を図る。	継続	・印刷、物品等について、オープンカウンター方式による調達を令和4年度768件(本省50件、外局408件、地方支分部局310件)実施。	・実施機関は、本省、エネ庁、中小企業庁、特許庁、地方経済産業局であり、一部の支分部局を除いて実施している。なお、本省においては、平均の仕様書受領者は約16者/件(令和3年度:18者/件)、平均の見積書提出者は約50者/件(令和3年度:6者/件)となっており、予決令上で最低限求められている見積書の微取者数(2者以上)を大きく上回っており、競争性、公平性の確保が図られている。		
大臣官房会計課による事前の承認審査等により、引き続き、企画競争によることの適切性を審査する。また、原則、利害関係のない外部有識者のみによる審査に基づいて事業者を選定することを、引き続き徹底する。	継続	—	大臣官房会計課により審査を実施した。 事前に会計課が厳格に審査することによって、適正な随意契約の締結、競争性のある契約形態への移行が促進されている。		
契約方法の確定契約と概算契約の適切な使い分けを目的として、確定契約の仕様書を予算執行データベースに保存して各担当原課が契約締結にあたってそれを参照することで、本来確定契約で締結するべき契約を確定契約として締結する取組を継続。	継続	令和4年度の確定契約件数は35(本省分)件。	今後過年度の契約を含め仕様書をデータベースに保存する予定。		
会計業務・予算執行担当職員のスキルアップのために、以下の取組により、契約手続、予算執行効率化や調達改善等の取組に関する情報の周知や会計検査院からの指摘事項等の徹底等を実施し、人材の育成に努める。会計関係研修(補助金・委託費・確定検査(基礎)・確定検査(応用))を引き続き実施する。	継続	—	・省内インターネットに各種規定・マニュアル等を遅滞なくアップした。 ・予算執行に関わる職員のレベルアップのための会計関係研修を今後、調整し実施することで、職員の理解度も深めていく予定。		
予算執行上の重要事項等について特に注意が必要な時期に合わせ全職員向けの事務連絡などを配信する。	継続	—	平成26年度より、予算執行上の注意事項等に関する全職員向けのメールマガジン等を配信。具体的には、契約方式の概要、11月以降執行の必要性、新たな調達ルールなどについて周知した。事務連絡などによる周知や、全職員に直接配信されるメールマガジンなどを活用し、かつ、会計業務関連の半期スケジュールに合わせたテーマ設定することによって、より効率的・効果的に職員への周知が可能となる。		
これまで実施してきた省内会議及び当省で実施する審議会のペーパーレス化や資料の電子配付、タブレット端末の活用等を継続的に進める。	継続	・令和4年度のコピー使用枚数は▲88%(平成23年度比)となっている。	・当省で実施している審議会については、原則ペーパーレスで実施。		

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【梶川 融・経済産業省契約等評価監視委員会 委員長】 意見聴取日【令和5年6月29日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○調達改善の取組全体について ・令和4年度経済産業省調達改善計画に掲げられた各種取組が十分かつ適切に講じられているか ・自己評価は適切に行われているか 等について、御意見をお聞かせ願う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一社応札の割合に関する目標は未達であるので引き続き改善に努めてほしい。 ・情報システムの調達に関しては発注者側の知見の蓄積が重要であり、組織横断的に能力を高めてほしい。 ・一定規模以上の調達に関しては透明性、公正性が高められており望ましいことと思う。 ・自己評価は適切になされているものと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札については、改善策を引き続き徹底する。 ・情報システム調達に関して、省内外の専門家の知見も活用しながら、より良い調達となるよう努めていく。 ・一定規模以上の事業に関する新たな取り組みを引き続き継続していくとともに、必要に応じて見直しを図ることで、公平性・透明性のある調達を実施していく。